

スマートフォン用電子証明書を利用したe-Taxの利便性の向上等
 (地方税)
 クラウド等を利用した給与支払報告書等の提出方法の整備、都道府県知事または総務大臣が評価すべき償却資産に係る固定資産税の申告・通知の電子化、相続税に係る固定資産情報の通知の電子化

加算税制度の見直し

無申告加算税の割合について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合が30%に引き上げられ、過去に無申告加算税または重加算税が課されたことがある一定の場合に、無申告加算税または重加算税の割合を10%加重する措置が講じられた。

無申告加算税の割合(改正前)15%、納付すべき税額が50万円を超える部分は20%について、納付すべき税額⁽⁴⁾が300万円を超える部分に対する割合が30%(期限後申告書または修正申告書の提出が、調査により更正または決定を予知(以下、「更正等予知」という)してされたものでないときは、25%)とされた(国

通法66)。

過去に無申告加算税または重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税または重加算税の割合に10%加算する措置の対象に、期限後申告書もしくは修正申告書の提出(更正等予知による提出でない場合で、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものを除く)または更正もしくは決定(以下、「期限後申告等」という)があった場

合において、その期限後申告等に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年および前々年に課税期間が開出したその国税⁽⁵⁾の属する税目について、一定の無申告加算税もしくは無申告加算税に代えて課される重加算税(以下、「無申告加算税等」という)を課されたことがあり、またはその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときにおけるその期限後申告等に基づき課する無申告加算

税等が加えられた(国通法66、68)。
 前記の改正は2024年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用され(改正法附則23)、地方税の加算金制度についても同様の見直しが行われている。
 (4) その納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち申告、更正または決定前の税額の計算の基礎とされなかったことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額を控除した税額に限る。
 (5) 課税期間のない国税については、その国税の納税義務が成立した日の属する年の前年および前々年に納税義務が成立した国税

第3章 返還インボイスの交付義務の免除要件等 消費税に関する 改正の実務ポイント

【この章のエッセンス】

- インボイス制度の改正については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A(国税庁HP)」でも詳細な事例解説がされている。
- 少額な返還インボイスの交付義務免除⁽¹⁾の適用にあたり、対価返還額

を経費処理している場合には、適用税率や他の経費との区別等、消費税申告のためのシステム設計に留意する必要がある。

- カジノ業務に係る仕入税額控除は、特例の適用要件であるカジノ業務収入の割合の計算に留意し、調整対象固定資産の業務供用の状況を把握しておく必要がある。

少額な返還対価に係る インボイス交付義務の 免除措置

インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る